

処理業者が行った事例



産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業等の許可を取得し、産業廃棄物の処理を行っていたE社は、平成8年頃から、処理きれない廃油等を滞留させはじめた。

県は、頻繁に行政指導を行ったが、平成13年には廃油類が入ったドラム缶等が2000本を超える状況となった。

その後平成14年にE社取締役（行為者）が死亡し、E社も破産したため、大量の廃油等が放置されたまま現在に至っている。

産業廃棄物処理業者及び排出事業者が行った事例

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業を取得して産業廃棄物の処理を行いながら、自ら解体業を行っていたG社は、平成元年頃から解体業から発生した自社廃棄物と処理業として受託した産業廃棄物を、平成11年頃から、中間処理施設敷地内に保管し、徐々に堆積させた。

県は改善命令を発したが、履行せず、許可が失効。平成18年夏には、堆積廃棄物から火災が発生し、現在も燻焼している。



無許可業者が行い、土地所有者が関与（ ）した事例

「関与」とは、単に行為者に土地や倉庫を貸与した場合なども広く含まれ、不法投棄に加担している場合に限定されない。

M産業は、平成16年頃から、借りた複数の倉庫に、硫酸ピッチ、スラッジ、廃タイヤ、建設系混合廃棄物、廃プラスチック類等の大量の産業廃棄物を搬入。廃タイヤ等の一部を売却して有価物と偽装し、硫酸ピッチやスラッジを、大量の廃タイヤ等で覆い隠蔽を図っていたが、平成17年に発覚、有罪確定（懲役刑4年10ヶ月、罰金刑500万円）。硫酸ピッチについては行政代執行により撤去。

倉庫所有者の一部は、廃棄物を搬入していたとは知らなかったと主張して、県も、行為者に加担した明確な事実の確認ができないため、倉庫所有者に措置命令を発出していない。



産業廃棄物処理の構造改革

産業廃棄物の構造的問題

廃棄物=不要なもの

無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

安かろう悪かろうの処理

悪貨が良貨を駆逐
(優良業者が市場の中で優位に立
てない)

不法投棄など不適正処理の横行

産業廃棄物に対する
国民の不信感の増大

処理の破綻

環境負荷等の悪影響

PPP(汚染者負担原則) に基づくあるべき姿

廃棄物=不要なもの

自己責任が伴う中での経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

排出事業者が優良業者を選択
(悪質業者が市場から淘汰される)

安全・安心できる適正処理の実現

産業廃棄物に対する
国民の信頼の回復

循環型社会の構築

将来世代にわたる
健康で文化的な生活の確保

構造を転換

累次の廃棄物処理法改正
に基づく構造改革

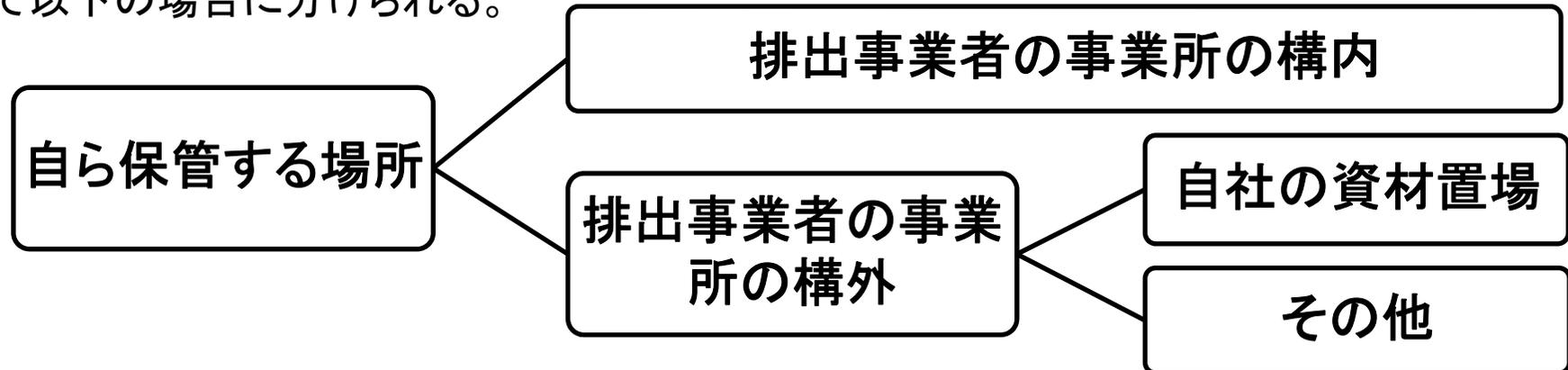
○排出事業者責任の徹底
・マニフェスト制度の強化
・原状回復命令の拡充

○不適正処理対策
・処理業者・施設の許可要件
の強化
・罰則強化
(懲役5年、罰金1億円)

○適正な処理施設の確保
・廃棄物処理施設設置手続きの
強化・透明化
・優良な施設整備の支援
・公共関与による補完
(廃棄物処理センター)

排出事業者が自ら保管を行う場合

排出事業者が、事業活動に伴い生じた廃棄物を自ら保管する場合は、大きく考えて以下の場合に分けられる。



排出事業者は、産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管しなければならない。

■ 保管場所

- ① 周囲に囲いが設けられていること、
- ② 見やすい箇所に、産業廃棄物保管場所であること・保管する産業廃棄物の種類・管理者の氏名と連絡先などを表示した縦横60センチ以上の掲示板を設けること

■ 飛散流出等の防止措置

- ① 汚水が生じるおそれがある場合、排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ② 屋外で容器を用いず保管する場合、一定の高さを超えないようにすること

■ 衛生管理

ねずみ・蚊・はえ等の害虫が発生しないようにすること

■ 収集運搬・処分に伴い保管する場合、数量制限

収集運搬に伴う保管: 1日当たりの平均的搬出量の7日分の数量を超えないこと

処分に伴う保管: 処理施設の1日当たりの処理能力の14分の数量を超えないこと

排出事業者による廃棄物の不適正保管

事例1



土木建設業かつ解体工事業を営むA社が、家屋解体工事等に伴い生じた建設系廃棄物を約7年間にわたり、自社の資材置場に不適正に保管(約3500m³、面積850m²、高さ10m)。

廃棄物の飛散・流出、木くず等の発火、硫化水素の発生などのおそれがある。

事例2

解体業を営むB社が、解体工事に伴い生じた建設系廃棄物を約3年にわたり、購入した山林に不適正に保管した(約7000m³、面積約1800m²、高さ約10m)。

廃棄物の飛散・流出、崩落、木くず等の発火(内部温度が60℃以上になっている)などのおそれがある。



帳簿について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理業者と一定の排出事業者は、事業場ごとに、その日行った処理について帳簿を記載し、5年間保存しなければならない。

帳簿の備付け違反、未記載、虚偽記載、保存義務違反については、30万円以下の罰金の対象となる。

(帳簿は、行政が立入検査に入った際に重要な証拠書類となる。)

帳簿義務の対象者

- ① 廃棄物処理業者
- ② 事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために許可施設を設置している排出事業者
- ③ 事業活動に伴い生ずる特別管理産業廃棄物を処理する排出事業者

排出事業者の帳簿記載事項(現行法上の上記②③の排出事業者)

行う処理の種類	記載事項(産業廃棄物の種類毎)
運搬	①運搬年月日、②運搬方法、運搬先ごとの運搬量、③積替保管を行う場合はその場所ごとの搬出量
運搬の委託	①委託年月日、②受託者の氏名・住所・許可番号、③運搬先ごとの委託量
処分	①処分年月日、②処分方法ごとの処分量、③処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	①委託年月日、②受託者の氏名・住所・許可番号、③受託者ごとの委託の内容・委託量

立入検査等の際に証拠となる物件

	排出事業者				産業廃棄物処理業者
	産業廃棄物を自ら処理する場合 許可施設を設置して いない場合	産業廃棄物を自ら処理する場合 許可施設を設置して いる場合	特別管理産業廃棄物 を自ら処理する場合	委託して処理する場 合	
マニフェスト	×	×	×		
帳簿	×			×	

現場で排出事業者の特定が困難となるケース

建設廃棄物の不適正処理が発生するメカニズム

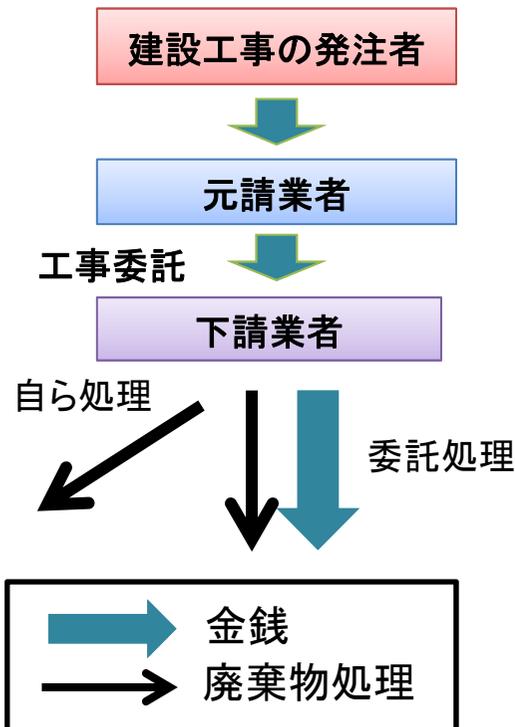
建設廃棄物適正処理の徹底については、自ら処理における適正処理の実施を確保するとともに、無許可業者への委託を防止することが不可欠である。

廃棄物処理法上は、産業廃棄物の処理に関して、排出事業者が責任を負うこととされており、建設工事等においては原則として元請業者が排出事業者とされているが、契約形態によっては、元請業者及び下請業者が排出事業者にも該当することもある。中にはこれを悪用して、本来排出事業者責任のないものが自ら処理をすると称して許可を取得せずに不適正な処理を行うことがあり、それが問題であるとする意見がある。

また、無許可業者への処理委託等による不適正な事例も問題とされている。

出典「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」

■ 建設工事における事例



元請業者から下請業者へ工事を委託する場合の委託方式の違いによる廃掃法上の取扱い

元請業者から下請業者への工事委託方式	<原則>委託	<例外>全部又は独立した一部を一括委託	
排出事業者となる者	元請業者	元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとき認められないとき	元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとき認められるとき
下請業者が行う処理の位置づけ	委託処理	下請業者	元請業者と下請業者
下請業者の処理業許可	必要	自ら処理	自ら処理
		不要	不要

なお、平成18年に改正された建築士法等の一部を改正する法律により、共同住宅を新築する建設工事における一括下請は、建設業法上禁止されている。

産業廃棄物の処理に関する排出事業者の責任について

原則

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

自ら処理を行
行場合

適正な処理を行うこと



処理基準の遵守義務

他人に委託
して処理を
行う場合

委託相手が適切な者が
確認すること

委託契約を適正に締結
すること



委託基準の遵守義務

処理が適正に
行われたことを
確認すること

処理の流れを把握し
最終処分の終了まで
確認すること



マニフェスト制度の
遵守義務

処理の内容が適正
なものであったか
確認すること

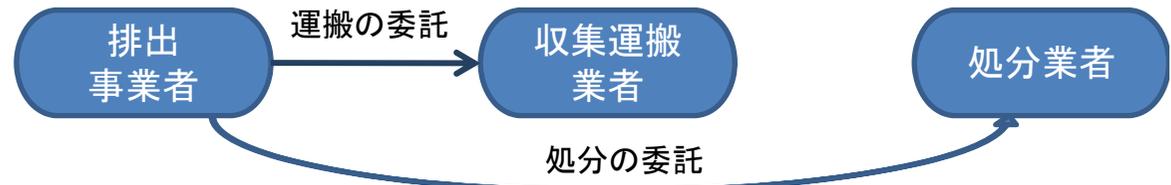


—

産業廃棄物の処理を委託する際の基準

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する時は、以下の基準に従わなくてはならない。

- 運搬については収集運搬業者、処分については処分業者にそれぞれ委託すること。



- 委託しようとする処理が、その事業の範囲に含まれる者に委託すること。
- 委託契約は、以下の条項を含み、書面で行い、5年間保存すること。

- 委託する産業廃棄物の種類・数量
- 運搬の最終目的地所在地
- 処分の場所の所在地、方法、施設処理能力
- 委託契約の有効期間
- 委託者が受託者に支払う料金
- 受託者が許可業者の場合はその事業範囲
- 積替保管を行う場合はその場所の所在地、保管できる廃棄物の種類、保管上限
- 委託者の有する以下情報と、その情報が変更した場合の情報伝達方法
 - ◆ 産業廃棄物の性状・荷姿
 - ◆ 通常の保管状況下での腐敗、揮発など性状の変化
 - ◆ 他の廃棄物と混合することにより生ずる支障
 - ◆ 取扱う際に注意すべき事項
- 受託業務終了時の委託者への報告に関すること
- 契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱い

- 委託契約書には、以下の書面を添付すること。

- 受託者が、他人の産業廃棄物の処理を業として行うことであって、委託しようとする産業廃棄物の処理が、その事業範囲に含まれることを証する書面（許可証の写し、認定証の写しなど）

マニフェスト制度について

趣旨

廃棄物の処理の流れを把握することにより、不法投棄等に不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正な処理を確保すること。

概要

事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者(中間処理業者を含む。)に対して、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、委託内容どおりに適正に処理されたことを、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、最終処分まで確認することを義務付けるもの。

マニフェスト交付者(排出事業者・中間処理業者)は、

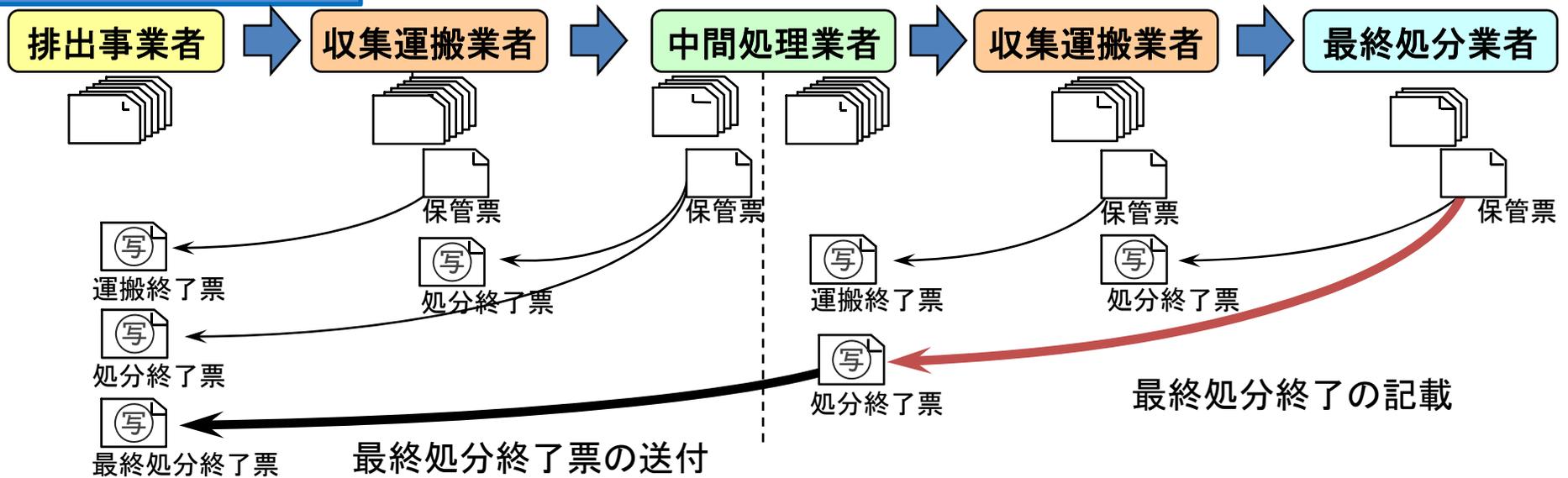
- ① マニフェストを一定期間内に受け取らないとき
- ② 受け取ったマニフェストが、必要な記載事項を欠き、または虚偽記載があるときは、適切な措置を講じなければならない。

講ずべき適切な措置

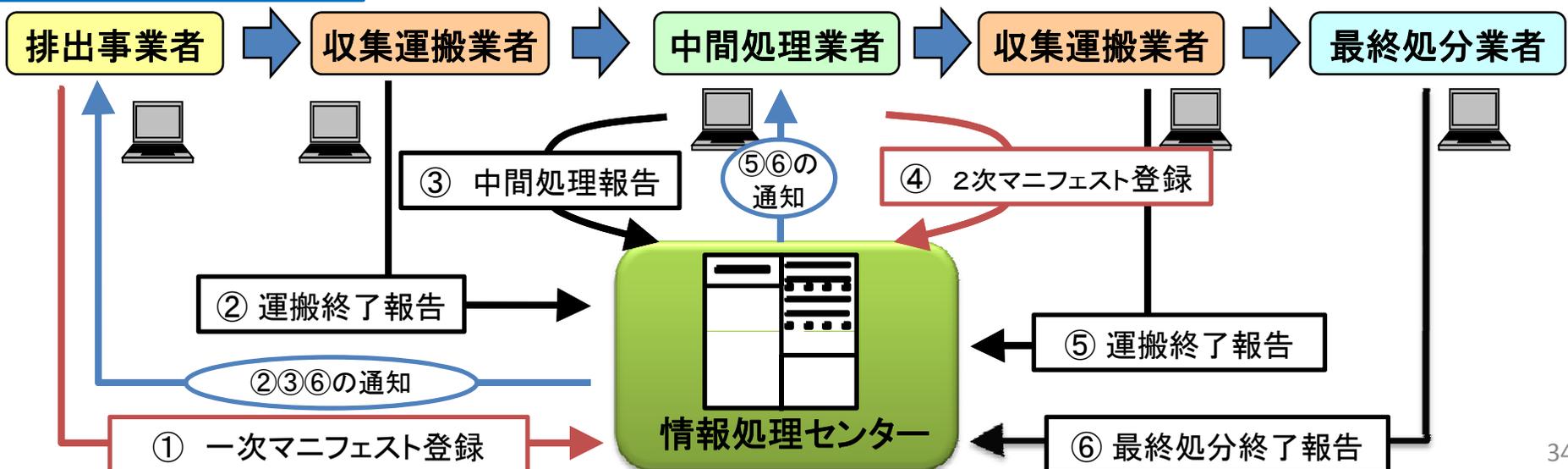
- ・生活環境保全上の支障の発生の防止及び支障の除去に必要な措置を講ずること
- ・その講じた措置の内容を都道府県知事に届け出ること

マニフェストの流れについて

紙マニフェスト



電子マニフェスト



電子マニフェスト制度の特徴

利 点

- 紛失・破棄のおそれがない
(センターが一括保存)
- 記載漏れが防止できる
- 登録後の情報改ざん、偽造がなされにくい
- 迅速かつ正確な情報整理が可能
- 事務費用が軽減できる

課 題

- 電子マニフェスト導入時の初期コストがかかる
- 少量・少頻度排出事業者にとっては、コストが増加する
- そもそもマニフェスト違反を企図する場合は、防止できない
(紙マニフェストも同様)

利用料金体系(排出事業者)

料金区分	A料金(税込)	B料金(税込)	C料金(税込) (少量排出事業者団体加入)
加入料	5,250円	3,150円	3,150円
基本料(年額)	26,250円	2,100円(40件まで)	不 要
登録料(1件)	10.5円	63円(41件から)	63円
メリットがでる 年間登録件数	509件以上	34～508件	33件以下